

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「条例」という。）第四十八条の規定によって、平成十九年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。
平成二十年七月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 実施機関別の個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実 施 機 関	登 録 件 数
知 事	1,502
教 育 委 員 会	1,158
公 安 委 員 会	4
警 察 本 部 長	1,434
選 挙 管 理 委 員 会	2
人 事 委 員 会	1
監 査 委 員	1
労 働 委 員 会	6
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
公 営 企 業 の 管 理 者	6
地 方 独 立 行 政 法 人	66
合 計	4,180

2 保有個人情報の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区 分	請 求 件 数	処 理	
開 示 請 求	856 (うち口頭による 開示請求706)	開 示	822
		部 分 開 示	26
		不 開 示	0
		不 存 在	6
		存 否 応 答 拒 否	0
		適 用 外	1
		取 下 げ	1
訂 正 請 求	0	訂 正	0
		部 分 訂 正	0
		不 訂 正	0
		取 下 げ	0
利 用 停 止 請 求	0	利 用 停 止	0
		部 分 利 用 停 止	0
		不 利 用 停 止	0
		取 下 げ	0

3 不服申立ての状況

条例第 11 条第 1 項若しくは第 3 項、第 24 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 31 条第 1 項若しくは第 2 項の決定について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条又は第 6 条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。（単位：件）

区 分	件 数		処 理					
	前年度 繰越分	当 該 年度分	決 定				取 下 げ	継 続 審 理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
開 示 請 求 に 対 する 決 定	6	1			1			6
訂 正 請 求 に 対 する 決 定	4							4
利 用 停 止 請 求 に 対 する 決 定	0							

4 苦情処理件数

1 件

注 苦情とは、実施機関の保有する個人情報の取扱いに対するものをいう。

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の公表の件数

なし

注 事実の公表とは、事業者が知事の要請する説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は事業者が取扱いの是正の勧告に従わないときに、広島県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事案の概要を公表することをいう。

7 苦情相談の処理件数

8 件

注 苦情相談とは、事業者が県内において行う個人情報の取扱いに対するものをいう。